

鋳物業におけるクレーンを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	14~15	当工場内で吊り作業をしている時、天井クレーンの真下に吊り荷が無い事を見落とし、作業を行った結果、振れと、ずれが生じ、製品と床の間に右足を挟まれ負傷した。	50 ~ 99	50
2	16~17	リフティングマグネット付天井クレーンを用いて製品の搬送作業中に、滑車部に右手を置いて操作スイッチを押したため、中指を巻き込まれて負傷した。	30 ~ 99	50
3	8~9	休業明けの炉床及び炉側面のノロ・地金除去作業中、出鋼口付近のノロ・地金を除去するため、破碎機で除去しようとしたが硬すぎるため、クレーンを使用し除去しようとフックを左足で踏みつけクレーンを巻き上げたとき、フックが外れ飛ばされた。	27 ~ 99	50
3	11~12	コインパーキングの新設工事で、作業員2名で精算機（85kg）の移動作業中に、手を滑らせバランスを崩したため、精算機を体で支えゆっくりと地面に落花させた。その際に、精算機と地面の間に左手の指先（中指、薬指）が挟まり、負傷した。	45 ~ 99	50
3	16~17	仕上工場内で終始部品仕上作業中に、隣で仕上作業をしていた人が天上クレーンで未仕上製品を吊り上げ運ぶ際、操作を誤り振り子のようになった部品が飛んできて、作業中の製品との間に左手小指の先を挟まれケガをした。	29 ~ 29	10
6	23~ 24	製品（約44kg）加工の完了後、治具から外し、吊り上げ治具をセットし吊り上げようとクレーンを上昇させた際に、吊りフックが外れて顔に飛来し、裂傷を負った。	37 ~ 99	50
	14~	工場内で鋳物出荷時に、製品をクレーンで吊り上げたとき、別の製品が傾き、左足		10

7	15	の甲の上に倒れて来た。	31	～
11	11～ 12	機械場で、重量100kg位の鋳物製品をクレーンで移動させる時に、操作ボタンを押し間違えて、上に上げるべきところを下に下げたため、鋳物製品が倒れて左足の上に落ちた。安全靴は履いていた。	48	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html